

湖西市告示第 124 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定により、市民課・税務課・新居支所・西部市民サービスセンターでキャッシュレスを利用して納付する手数料、寄附金及び雑入の収納事務を次のとおり委託する。

令和 8 年 3 月 31 日

湖西市長 田内 浩之



1 委託の相手方

名古屋市中区錦 1-4-6

株式会社中部しんきんカード

代表取締役社長 好岡 政宏

江東区豊洲二丁目 2 番 31 号

三井住友カード株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 大西 幸彦

2 委託内容

キャッシュレスを利用して納付する手数料、寄附金及び雑入の収納事務委託

3 委託の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで